

入札参加資格審査申請Q&A(追加受付)

列1	種別	質問(Q)	回答(A)
1	共通	定期受付とは何か。	「定期受付」は、競争入札参加資格者名簿の有効期間ごとに、定期的に競争入札の参加資格への登録申請を受け付けることを言います。現在、名簿に登載されていても、引き続き登載を希望する場合には、定期受付での申請が必要です。 なお、競争入札の参加資格の登録申請は、「定期受付」及び「追加受付」により受け付けています。
2	共通	追加受付とは何か。	「追加受付」は、定期受付で未申請の方を対象に、競争入札の参加資格の登録申請を受け付けることを言います。定期受付で申請されなかった方、新しく業種を追加したい方は、追加受付の期間に登録申請いただけます。なお、追加受付で受け付けた場合の名簿登載期間は、申請月の翌々月の1日から令和9年5月31日までです。
3	共通	申請書類に、実印の押印の必要のある書類はないということでしょうか。	申請書類に実印の押印が必要な様式はありません。 なお、押印を省略可能とした一部様式に、「本件責任者」及び「申請担当者」の氏名・連絡先の記載欄がありますので、漏れなく記載してください。
4	共通	「本件責任者」はどのような立場の者を記載したらよいのか。	「本件責任者」は、事業者の申請部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、申請するにあたり責任を有する方としてください。
5	共通	「申請担当者」はどのような立場の者を記載したらよいのか。	「申請担当者」は、今回の申請を担当した方としてください。また、行政書士が代理申請を行う場合についても、本欄へ記載してください。なお、今回の申請内容に関しての問い合わせにつきましては、本欄へ記載された方へ御連絡をさせていただきます。
6	共通	申請書類の日付記入欄はいつの日付としたらよいのか。	申請日を記入してください。なお、空欄の場合は再提出をお願いしますので、必ず記入をしていただきますようお願いいたします。
7	共通	会社所在地が登記事項証明書に記載の所在地と異なる場合、どちらの所在地で申請すればよいのか。	本社所在地欄には、登記簿上の所在地を入力(記入)し、事実上の会社所在地については、委任先欄へ入力(記入)してください。また、別途、委任状の提出が必要です。

入札参加資格審査申請Q&A(追加受付)

列1	種別	質問(Q)	回答(A)
8	共通	名簿登載日(申請日の翌々月の1日)までに代表者を変更予定であるが、どのように申請したらよいか。	申請日時点の代表者名で申請してください。その後、代表者に変更されましたら、変更届により代表者の変更申請をしてください(電子システム上で申請可能です)。また、電子システム(業者登録システム)上での変更申請は、 当初の申請状況が「審査済」となった後 に行ってください。
9	共通	申請後、名簿登載日(申請日の翌々月の1日)までに登録内容に変更が生じた場合、どうしたらよいか。	変更が生じた後、変更届により変更申請を行ってください(電子システム上で申請可能です)。また、電子システム(業者登録システム)での変更申請は、 当初の申請状況が「審査済」となった後 に行ってください。
10	共通	市税の納税証明書が「滞納がないことの証明書」となっているが、税額入りの納税証明書では代用できないのか。	「滞納がないことの証明書」により、全税目において(過年度も含めて)引き続き滞納がないことを確認しますので、税額入りの納税証明書では代用できません。 なお、同証明書は郵送による請求も可能です。詳細につきましては、当市ホームページを御確認いただくか、財務部納税課(029-883-1111(代))までお問い合わせください。
11	共通	都道府県税の納税証明書が「未納・滞納がないことの証明書」となっているが、税額入りの納税証明書では代用できないのか。	「未納・滞納がないことの証明書」により、全税目において(過年度も含めて)引き続き未納がないことを確認いたしますので、税額入りの納税証明書では代用できません。 なお、「未納がないことの証明書」には、“未納の税額はありせん”等の文言が記載されており、事業年度や納税額等の記載はありません。
12	共通	都道府県税の納税証明書は、茨城県税の「未納・滞納がないことの証明書」を提出すれば良いのか。	本店所在地の都道府県における、都道府県税の「未納・滞納がないことの証明書」を御提出ください。 (例:東京都→東京都税、大阪府→大阪府税)
13	共通	都道府県税事務所によっては、「未納・滞納がないことの証明書」の様式が無いところがあるが、どう対応すべきか。	決算が終了し、税額が確定した直近の事業年度分の納税証明書(税額入り)を添付してください。 なお、提出が必要な税目は法人県民税及び法人事業税です。

入札参加資格審査申請Q&A（追加受付）

列1	種別	質問(Q)	回答(A)
14	共通	納税証明書【都道府県税】について、会社設立が間もないため、納税証明書を発行することができない場合、どうすればよいか。	都道府県税事務所へ提出した法人設立届を納税証明書【都道府県税】として、提出してください。
15	共通	納税証明書に納期未到来の未納税額の記載があるが、問題ないか。	申請日時点で未納税額の納付期限が過ぎている場合は、「未納・滞納がないことの証明書」と合わせて、未納税額を納付したことの分かる証明書類（領収書等）を提出していただくか、新たに「未納・滞納がないことの証明書」を取得していただき、提出してください。
16	共通	新型コロナウイルス感染症に係る納税猶予制度の適用を受けており、「未納・滞納がないことの証明書」を取得できない。その場合、納税確認書類として何を提出したらよいか。	「未納・滞納がないことの証明書」に代えて、納税の猶予許可通知書の写しや都道府県税について新型コロナウイルス感染症に関する納税の特例猶予を受けられていることが分かる書類等の御提出をお願いします。
17	共通	委任先に支店長印がないが、支店長個人の氏名印を使用印鑑としても問題ないか。	問題ありません。
18	共通	使用印鑑を複数登録できるか。	使用印鑑は、1事業者につき1印鑑、ご登録いただけます。ただし、1事業者が複数の業種の登録を希望し、業種ごとに委任先が異なる場合は、1委任先につき1印鑑を御登録いただけます。
19	共通	委任先の登録をするのはどのような場合か。	年間を通じて他の者（支店長等）に入札、見積り及び契約等の権限を委任する場合、委任先登録が必要です。 なお、委任先として市内営業所や県内営業所を登録しただけでは、準市内業者や県内業者とはなりませんので、必ず営業所登録も行ってください。

入札参加資格審査申請Q&A（追加受付）

列1	種別	質問(Q)	回答(A)
20	共通	営業所の登録をするのはどのような場合か。	本店がつくば市外にあり、支店・営業所等がつくば市内や茨城県内にある場合、営業所登録により、所在区分※が「準市内」、「県内」と判定されるため、入札参加の機会が広がります。（ただし、市内営業所を登録できるのは、つくば市の法人市民税の納付に係る事業所設立の届出がなされ、かつ、市税の滞納がない者としてします。） なお、委任先として市内営業所や県内営業所を登録しただけでは、準市内業者や県内業者とはなりませんので、必ず営業所登録も行ってください。 ※所在区分は市内本店、準市内、市外（県内、県外）としています。
21	共通	市内に本店があるが、本店以外の営業所等に委任することは可能か。	可能です。

入札参加資格審査申請Q&A(追加受付)

列1	種別	質問(Q)	回答(A)
22	共通	つくば市HPに掲載されているExcel版の申請様式集に、使用したい様式が掲載されていないが。	申請様式集(Excel版)を開いていただき、最下部の一番左にある「▶」をクリックしていただきますと、申請様式のシートが表示されます。
23	業者登録システム	2-4年度の申請時に取得した認証番号・パスワードで5-8年度の申請の入力を行っているが、2-4年度に提出した変更届の内容が反映されていない。これまでの変更届は受け付けられていないのか。	業者登録システムの仕様上、2-4年度に御提出いただいた変更届の内容が表示されず、2-4年度当初の申請内容が表示されていますが、いただきました変更申請は問題なく受理しています。 なお、5-8年度の申請をされる際は、5-8年度の申請日現在の内容をシステム上へ入力いただきますようお願いいたします。
24	業者登録システム	システム上の建設工事の「業種・経営状況」入力ページで、技術職員数や総合評価値(P値)などの項目を0で入力し、次のページへ進むとすると、技術職員数が0です、総合評価値(P点)が0です、などのメッセージが赤字で表示される。どう対処したらよいのか。	赤字のメッセージは、0で入力された項目に対する確認のメッセージです。その項目が0で問題ないようでしたら、そのまま次へお進みいただけます。
25	建設工事	2-4年度の申請時に提出した「(様式3)営業所一覧表」、「(様式5)工事経歴書」及び「(様式7)技術者経歴書」が申請様式集にないが、提出は不要なのか。	提出不要です。 また、2-4年度の際に市内本店及び準市内業者に御提出いただいた「技術者の資格者証等の写し」につきましても、提出不要としています。
26	建設工事	登記上の本店所在地と建設業許可を受けている会社所在地が異なる場合はどのように申請したらよいか。	本社所在地欄には、登記簿上の所在地を入力(記入)してください。また、建設業許可を受けている会社所在地については、委任先欄へ入力(記入)してください。
27	建設工事	本社で建設業許可を受けているが、委任先では受けていない。本社で許可を受けていれば問題ないか。	委任先において、必ず建設業の許可が必要です。逆に、本社に建設業許可がなく、委任先では許可を受けている場合は申請いただけます。

入札参加資格審査申請Q&A(追加受付)

列1	種別	質問(Q)	回答(A)
28	建設工事	建設業許可を受けていない営業所を営業所として登録することはできるか。	できません。営業所登録をする営業所において、必ず建設業の許可が必要です。
29	建設工事	経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」・「健康保険加入の有無」・「厚生年金保険加入の有無」の欄が「無」となっている。どう対応すればよいか。	経営事項審査基準日時点で社会保険等に加入していることを登録の要件としていますので、「無」の場合は、申請できません。
30	測量・建設コンサルタント等	2～4年度の際に提出した「(様式3) 営業所一覧表」、「(様式6) 測量等実績調書」及び「(様式7) 技術者経歴書」が申請様式集にないが、提出は不要なのか。	提出は不要です。
31	測量・建設コンサルタント等	社会保険等(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)への加入について証明できる書類とは具体的に何か。	①雇用保険の加入状況を証明できる書類 原則、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」の写しまたは「経営事項審査結果通知書」の写し ＜いずれもない場合の提出書類(次のうちいずれか1つ)＞ ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え(事業主控)の写し及びこれにより申告した保険料の納入に係る直近の領収済通知書の写し ・申請時点で納期が到来した保険料の領収証書の写し 等 ②健康保険及び厚生年金保険の加入状況を証明できる書類 原則、「健康保険及び厚生年金保険の保険料納入にかかる直近の領収証書の写し」または、「経営事項審査結果通知書」の写し ＜いずれもない場合の提出書類(次のうちいずれか1つ)＞ ・「健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(年金事務所にて受付印押印のもの)」等 ※証明書類がハガキ等の通知の場合、宛名・宛先面が記載された面が添付されていることを確認のうえ、提出してください。

入札参加資格審査申請Q&A(追加受付)

列1	種別	質問(Q)	回答(A)
32	測量・建設コンサルタント等	社会保険等(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)加入義務がない場合、どのような書類が必要か。	社会保険等の加入義務がないことの届出書(様式6)または経営事項審査結果通知書の写しを提出してください。 なお、加入義務なしとする理由に疑義が生じた際は、所管庁の窓口に直接問い合わせをさせていただくことがあります。
33	物品納入・役務の提供・印刷請負等	2-4年度の際に提出した「(様式3)営業所一覧表」が申請様式集にないが、提出は不要なのか。	提出は不要です。
34	物品納入・役務の提供・印刷請負等	主たる営業内容(品目)、有する免許・資格等の欄はどのように入力(記入)すればよいか。	以下の場合、300字以内で簡潔に入力してください(名称等)。 ①「651その他の物品」又は「809その他の役務」を選択した場合、その具体的内容。 ②業務を行うにあたり、必須となる許可や登録等以外で、会社(個人事業者)及び従業員が有する免許・資格等※がある場合、その名称。 ※(例) コンピュータ・情報処理業務…プライバシーマーク 植栽剪定・除草…造園施工管理技士 等 ③登録希望業種に関して、補足が必要な場合。